

## 社会福祉法人 薫風会 役員報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 薫風会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）並びに評議員が、当法人の会務に従事した場合の報酬及び費用弁償の基本的事項について定めることを目的とする。

### (法人の会務)

第2条 この規程の適用の対象となる会務とは、次の各号に掲げる活動をいう。

- (1) 役員が、定款第23条に定める理事会に出席し、又はその職務に従事すること。
- (2) 監事が、定款第18条に定める監事の職務に従事すること。
- (3) 評議員が、定款第9条に定める評議員会に出席し、その職務に従事すること。
- (4) 役員が、その職務として、会議及び連絡調整等のために出張すること。
- (5) 評議員が、その職務として、会議及び連絡調整等のために出張すること。
- (6) 理事長及び業務執行理事が、常勤の役員として、その職務に従事すること。

### (役員報酬)

第3条 役員報酬については、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

2 理事及び監事に対して、各年度の総額が1,600万円を超えない範囲で報酬を支給することができる。ただし、当法人の職員が理事を兼職するときは、理事としての報酬は支給しない。

3 理事長及び業務執行理事は、常勤の役員とし、報酬の額は、次のとおりとする。ただし、業務執行理事を2名置く場合は、別に定める。

- (1) 理事長 月額670,000円
- (2) 業務執行理事 月額570,000円（1名の場合に限る。）

4 前項の規定にかかわらず、業務を分担させるための業務執行理事を置かない場合においては、理事長の報酬の額は、月額105万円とする。

5 第3項及び第4項に定める理事長及び業務執行理事の報酬（月額）については、月の中途に就任し又は退任した場合は、在任期間により日割り計算する。

6 理事に対しては、前条第1項及び第4項に該当する職務に従事したときは、1日を単位として月額10,000円を報酬として支給する。

7 監事に対しては、前条第1項及び第2項に該当する職務に従事したときは、1日を単位として月額10,000円を報酬として支給する。

8 第6項及び第7項の規定にかかわらず、それぞれその職務に従事した時間が30分未満の場合は、当該各号に定める日額の2分の1の額を報酬として支給する。

### (評議員の報酬)

第4条 評議員の報酬については、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

2 評議員に対しては、第2条第3号に該当する職務に従事したときは、1日を単位として月額10,000円を報酬として支給する。

3 前項の規定にかかわらず、その職務に従事した時間が30分未満の場合は、前項に定める日額の2分の1の額を報酬として支給する。

(評議員選任・解任委員会外部委員の報酬)

第5条 定款第6条に基づき設置する評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）の外部委員及び監事である委員が、委員会の会務に従事したときは、1日を単位として日額10,000円を報酬として支給する。ただし、当法人の職員が事務局員委員を兼職するときは、委員としての報酬は支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、委員会の会務に従事した時間が30分未満の場合は、前項に定める日額の2分の1の額を報酬として支給する。

(費用の弁償)

第6条 この規程に基づき、弁償を受けることができる費用は、次のとおりとする。

(1) 役員 第2条第4号に規定する出張のための旅行に要する交通費、日当及び宿泊費

(2) 評議員 第2条第5号に規定する出張のための旅行に要する交通費、日当及び宿泊費

2 交通費の種類は、当法人の「風の家旅費規程」を準用することとし、鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃とする。交通費は、最も経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合により計算する。

3 日当は、昼食代、出張目的内の交通費及び諸雑費を賄うための費用として、当法人の「風の家旅費規程」を準用して、出張のための旅行の日数に応じて1日あたりの定額により支給する。ただし、宿泊を伴わない旅行で、6時間を超えない場合は、日当は支給しない。

4 宿泊料は、旅行中の朝食、夕食及び宿泊に要する経費等を賄うための費用として、旅行中の夜数に応じて、1夜あたりの定額で支給する。ただし、当該費用の実費額が定額より低い場合は、実費額とする。

5 日当及び宿泊費の定額は、当法人の「風の家旅費規程」を準用し、同規程の別表第1（第15条関係）「日当及び宿泊料一覧表」中の区分「施設長」によることとする。

(支給方法)

第7条 第3条から第5条に定める報酬及び第6条に定める費用は、特に指定する自己名義の金融機関預金口座への振り込みの要望がない場合は、現金支給する。

(補則)

第11条 この規程に定めるほか、必要な事項は評議員会において別に定める。

(改廃)

第12条 この規程を改廃するときは、評議員会の議決により行う。

付 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、「社会福祉法人薫風会 役員報酬及び費用弁償に関する規程」（平成14年4月1日施行）は廃止する。

参考

風の家 旅費規程（抜粋）

別表第1（第15条関係）

日当及び宿泊料一覧表

区分	日当	宿泊料
施設長	2,600円	15,000円
部長	2,000円	10,000円
職員	1,600円	7,000円